平成３０年（フ）第８３８号
千葉県市川市塩焼４丁目12―17　ローズガーデンハウスＳ89―32号
破産者　出口　善久
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３９３号
東京都葛飾区東立石２丁目１－７―402
破産者　奥住　正則
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４９５号
東京都豊島区西池袋３丁目17番16号
破産者　株式会社ハローマイク
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４９７号
東京都目黒区上目黒２丁目46番４号
破産者　株式会社ドグゥ
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０５号
埼玉県春日部市上蛭田96―２
破産者　鈴木　宏幸
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２４号
東京都新宿区百人町１丁目13番２号　三昭ビル５Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区百人町１丁目13番２号
破産者　高層企画株式会社
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３０号
東京都新宿区新宿２―12―９　大倉ビル501号
破産者　株式会社ツカダ・ファーム
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５９０号
東京都江東区南砂１丁目25番６号
破産者　テレコムテック株式会社
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５９１号
東京都江東区北砂５丁目16―４
破産者　小田　　清
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６０９号
東京都墨田区墨田３丁目10番10号
破産者　株式会社エムケイエンジニアリング
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６１０号
東京都墨田区墨田３丁目10―10　コンフォート鐘ケ淵Ｎｏ．７
破産者　小林　正幸
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３２号
東京都世田谷区深沢２丁目２―16―104
破産者　丸屋　秀之
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７９号
東京都北区豊島２丁目24―13―201
破産者　春岡一憲こと　崔　　一憲
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１２４号
東京都墨田区向島３丁目35―10―207
破産者　金子　文平
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２４８号
東京都小平市学園西町２丁目22―10―202、開始決定時の住所東京都東大和市立野３丁目631―３―509
破産者　水堀みちる（旧姓砂田）
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２６９号
東京都新宿区住吉町14―14　ステートⅡ103
破産者　金澤　泰宏
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３１７号
東京都府中市紅葉丘２丁目６－４　メイプルタウン吉野Ａ203
破産者　亀山　　淳（旧姓鎗田）
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３２５号
東京都板橋区赤塚６丁目36―13―106
破産者　千代田和弘
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３２６号
東京都北区王子５丁目２－２―821
破産者　江澤　　将
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３５２号
東京都府中市新町１丁目72　府中新町一丁目第二アパート２―308
破産者　村上　祐子
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部